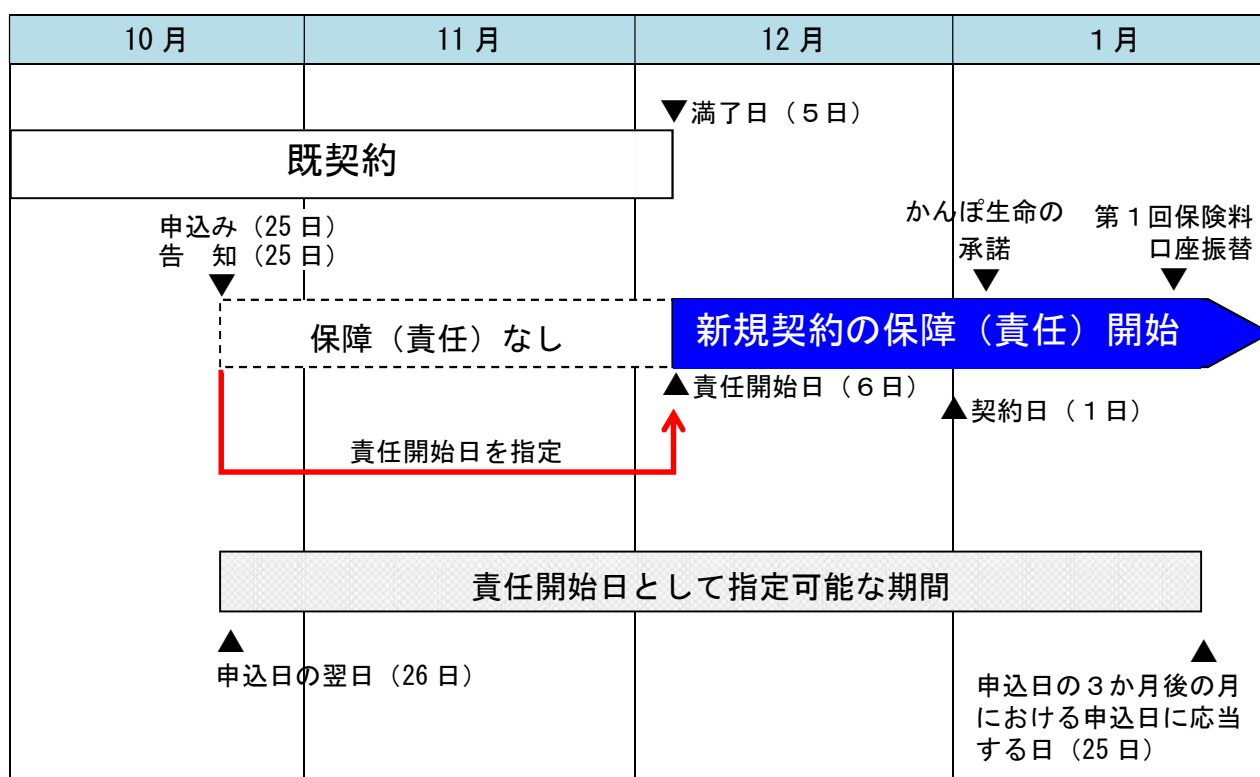


## 責任開始日指定特則

### ○ 制度概要

- ・ 保険契約者が申込みの際に保障（責任）開始の日を指定できる「責任開始の日を指定する場合の特則」を創設します。この特則を利用することにより、既契約の満了前に申込手続きを行い、保険契約を重複させずに、新たな保険契約の保障（責任）をスタートさせることが可能になります。
- ・ 指定できる保障（責任）開始の日は、「申込日の翌日から申込日の3か月後の月における申込日に相当する日まで」です。

### イメージ



### ○ 取扱開始日

2015年10月2日（金）

※ 一部、責任開始日指定特則の対象とならない保険種類等があります。